

改正種苗法について

～法改正の概要と留意点～

令和3年11月

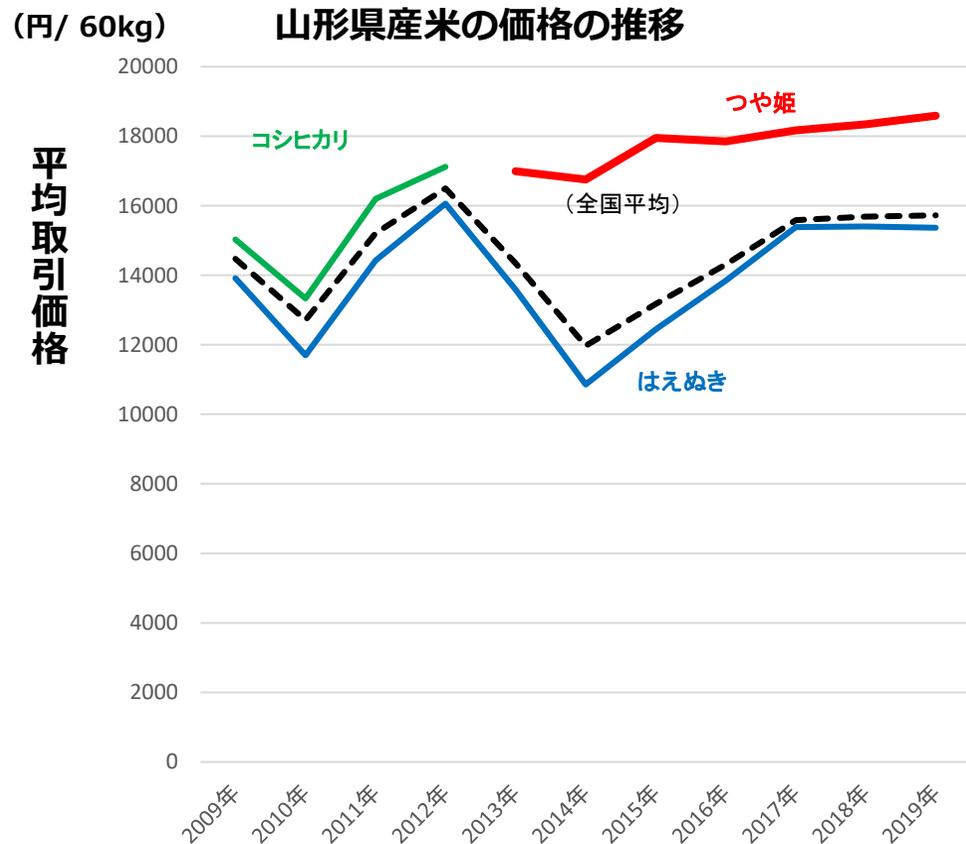
MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

適切に管理された品種への更新は農業者の所得向上につながる

- 登録品種は既存の品種と比べ優れた特長をもっており、栽培地域の限定や徹底した品質管理により差別化して販売しやすい。
- 優良な登録品種（ブランド品種）を用いた農産物は高値で取引されることが多く、無断栽培や海外や他の国内産地への無断持ち出しのリスクも高く、それによる逸失利益も大きい。
- 新品種の価値を維持するためには知的財産権の保護が不可欠である。



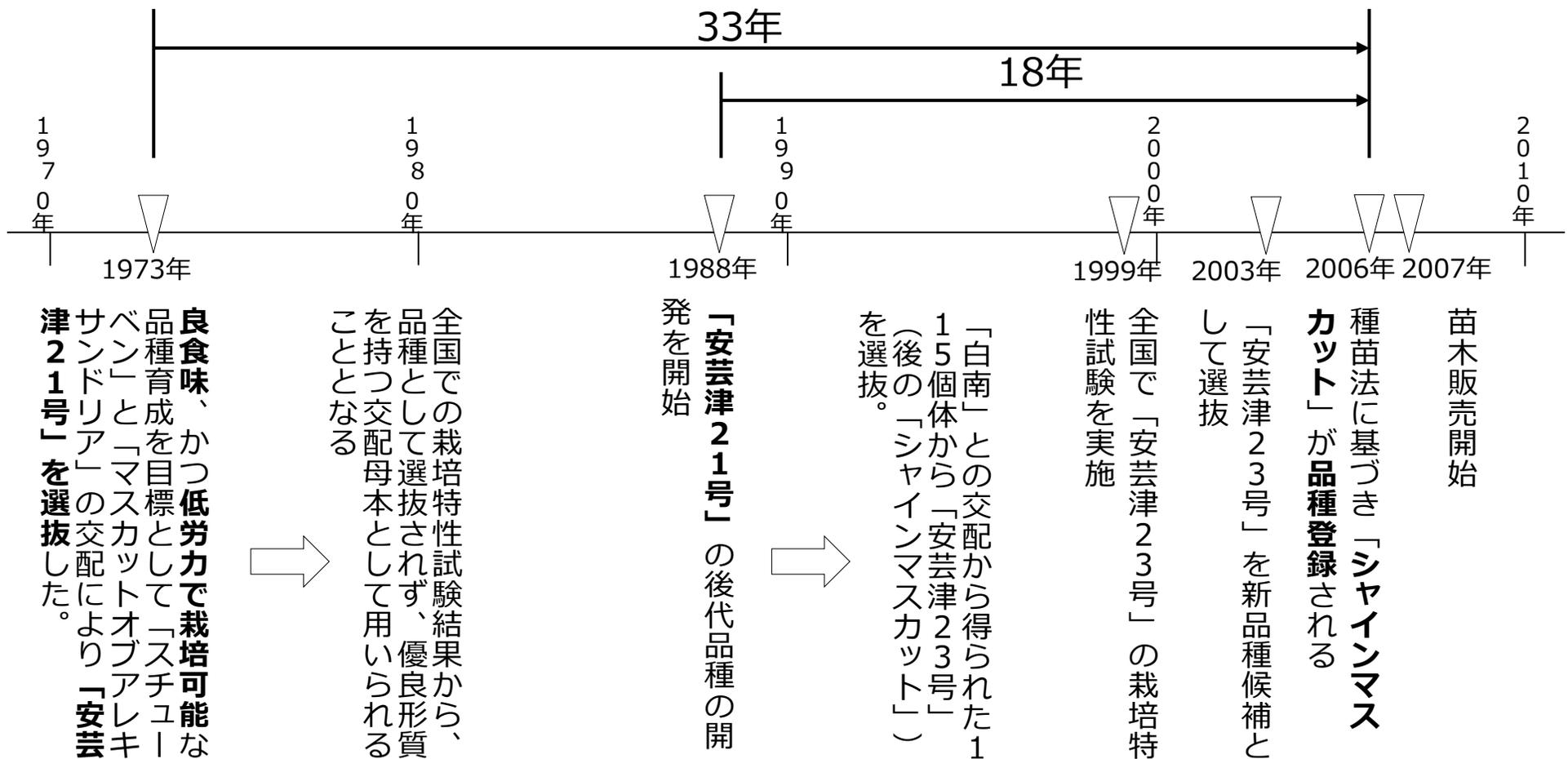
【種苗法による「つや姫」の取締り事例】

- 2012年4月 愛知県の農家が都内の米穀店から購入したつや姫の玄米から無許諾で種苗を増殖し、ウェブサイトを通じて埼玉県や宮城県の農業者に販売した。
- 山形県職員が確認し警察へ通報。捜査の結果被疑者を逮捕(同年7月)、起訴された。
- 山形地裁で懲役1年6月、執行猶予3年、罰金50万円の有罪判決が下された(同年10月)。

品種開発には多くのコストが必要

- 農研機構が開発したブドウ品種「**シャインマスカット**」は、品種登録まで親系統の「安芸津21号」の選抜から**33年**、「安芸津21号」の交配試験開始から**18年**を要している。
- この18年だけでも、**13人の研究者が品種開発に携わった**。

【(国研)農研機構におけるシャインマスカットの品種開発経過】



我が国で開発された優良品種の海外流出

【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引



苗木が海外に流出

【中国】

- ・「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認
 - ・「**香印**」を含む商標の出願（**香印青提**、**香印翡翠**）が判明
 - ・日本原産として、高値で苗木取引
- ※「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音



中国産「陽光バラ」 中国産「香印翡翠」
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

【韓国】

- ・**韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

【東南アジア等】

- ・**タイ**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・**香港**市場で**中国産**、**韓国産**のシャインマスカットの販売を確認
- ・**マレーシア**、**ベトナム**市場で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産「SHINE MUSCAT」

生産物が更に輸出

海外への輸出可能性大

流出先国における市場の喪失

第三国における市場の喪失

農林水産業における知的財産の重要性

流出品種の現状

1. 流出国における生産拡大

ブドウ「シャインマスカット」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	53,000ha	7% (2020年推定)
韓国	1,800ha	15% (2019年)
日本	1,625ha	12% (2018年)

※2020年以降、中国全体の栽培面積の10%を占めると言われている。

イチゴ「紅ほっぺ」

国名	栽培面積	総栽培面積に占める割合
中国	44,000ha	25% (2018～19年)

参考：日本におけるイチゴの栽培面積 5,200ha(2018年産)
(出典) 野菜生産出荷統計

(出典) 中国・韓国:(公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ
日本:平成30年産特産果樹生産動態等調査



画像出典：旬の食材百科事典

2. 流出国からの輸出拡大

2019年以降、シャインマスカットの韓国からの輸出量が日本からの輸出量を上回る。



タイ市場で発見された
韓国産「SHINE MUSCAT」

知財を保護しなければ日本の農業の競争力が失われるおそれ

改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は令和2年12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置
[令和4年4月1日施行]
 - ①特性表の活用
 - ②訂正制度の導入
 - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
 - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
 - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う

- 法改正によって登録品種については、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする
- 農業者が増殖する際の契約行為等の機会に品種の利用条件を伝達する機会が生まれ、より適切な品種の管理が期待される
- 個別の農業者の増殖許諾を、団体等が取りまとめて育成者権者から一括して受けることも可能
- 育成者権者が自家増殖に許諾手続を求めない登録品種については、育成者権者がその旨を明示すれば、農業者は増殖を新たな手続なく行うことができる
- 増殖した種苗の譲渡（有償・無償問わない）には、許諾が必要

【留意点】

- ①許諾手続を求めない旨を明示する方法としては、種苗の譲渡の際の表示、育成者権者の発行するカタログや広報、育成者権者の管理するホームページ等への掲載等が考えられる
- ②毎年種苗を購入している場合や、既に県域団体や種苗業者が一括して許諾を得、その許諾に基づき増殖を行っている場合は、改正法でも扱いは変わらない
- ③種苗購入時の契約等で許諾条件の遵守を求める許諾の方法もある
(許諾条件の例)
 - 少なくとも3年に1度種子を更新すること
 - 特定の栽培指針に従った栽培を行うこと
 - 増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと

育成者権の保護の実効性を高めるための育成者権者の役割

品種登録して、改正種苗法に基づく海外持出制限等の届出をただけでは、新品種は守られない。

育成者権者自ら、国内における登録品種の適正な管理、海外流出防止対策等を実施することが必要

- 増殖を許諾する場合は、許諾先及び許諾の条件を明確に設定するなどにより、登録品種の増殖実態を把握する。
- 侵害が疑われる場合には、自ら権利侵害の事実を発見し、必要な権利行使のための侵害立証を行う。
- 収集した証拠を基に、必要に応じて弁護士等に相談し、警告書の発出、税関に対する輸出入差止申立て、訴訟などの必要な対応を行う（悪質性がない場合には許諾契約の締結も可能）。差止請求には、増殖の事実、増殖を許諾している場合には許諾条件が遵守されていないことなどの証拠が必要であり、損害賠償請求には、これらに加えて違法増殖された種苗の数量や増殖種苗により生産された収穫物の流通量を示す証拠も必要。
- 国内出願と併せて、海外での品種登録出願を検討し、侵害リスクが高い国等には出願を行う（国の海外出願支援事業を活用可能）。

(参考)農研機構の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾について



対象品目	主な品種	許諾方法等
<ul style="list-style-type: none">ぶどうカンキツ栗二ホンナシ 等	シャインマスカット、クイーンニーナ はるみ、せとか、津之輝、はれひめ ぽろたん、美玖里 あきづき、甘太、秋麗	<ul style="list-style-type: none">Webで申請（有料）農研機構が送付する証紙を園地に掲示遵守事項を遵守
<ul style="list-style-type: none">カンショイチゴバレイショ茶	ベにはるか、クイックスイート おいCベリー、恋みのり こがね丸、インカのひとみ せいめい、さえあかり	<ul style="list-style-type: none">Webで申請（無料）遵守事項を遵守
<ul style="list-style-type: none">稲コムギオオムギダイズサトウキビ 等	あきだわら、とよめき、きぬむすめ ネバリゴシ、ミナミノカオリ はるか二条、キラリモチ 里のほほえみ、シュウリュウ Ni23、Ni22	<ul style="list-style-type: none">HP等で遵守事項を確認遵守事項を遵守

※今後、品種の利用状況等の実態を踏まえて許諾方法等の見直しを検討。また、新たに登録される新品種について、品種の普及方針等により、上記以外の許諾方法となることもあり得る。

4 登録品種の表示の義務化

- 登録品種を譲渡・販売、そのための展示・広告を行う際は、登録品種である旨の表示が必要。
- 海外持出制限、栽培地域の制限がある場合、その旨の表示も必要。
- 育成者権者からも、種苗生産者、流通業者等に対して周知徹底を行うことが重要となる。

○登録品種であることの義務表示

- 以下のいずれかを記載
 - ①「登録品種」の文字を記載
 - ②「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
 - ③省令に定める標章（PVPマーク；）
- 登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を販売等する場合に、当該登録品種名を使用（現行法と同様）

○海外持出制限、国内栽培地域の制限の義務表示

- ①海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）
- ②海外持出禁止（農林水産大臣公示有）等の省令に規定された文字を記載

○義務表示と方法

- 種苗の譲渡や店頭販売の際、必要な表示事項を種苗の包装に直接表示する、又は必要な表示事項を記載した証票を種苗に添付
 - * 指定種苗制度の義務表示と異なり「店頭の見やすい場所」等への表示は不可
- 展示又は広告の場合、広告自体（カタログ、インターネット掲載等）に表示

【義務表示の例】（種苗法第21条の2及び22条）

例①

品種名：ノウリンイエロー

この種子は登録品種です（令和4年7月14日まで）※
海外持出禁止及び東京都内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）

※ 流通の過程で登録失効が予定されている場合は登録品種である期限を任意で表示することもできる

例②

品種名：ノウリンイエロー

（品種登録されています、品種登録番号：999999
アメリカ合衆国のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）

例③

品種名：ノウリンイエロー

海外持出禁止（農林水産大臣公示有）



農林水産省 品種登録ホームページ

品種登録制度について

出願・審査に関するご案内

育成者権保護に関する情報

品種登録データ検索

リンク

サイトマップ

English

重要なお知らせ

品種登録出願システム

Japan Plant Variety Registration System

[電子出願/電子納付はこちら](#)

よくつかう項目

[官報公表情報](#)

[品種登録データ検索](#) 使い方

[様式一覧](#)

[審査基準・特性表](#)

- [品種登録審査に係る現地調査員の公募について](#)(PDF:100KB)
- [品種登録願の様式が改正されました](#)
- [利用制限の届出が可能になりました](#)
- [審査要領を更新しました\(2021/04/01版\)](#)
- [品種登録関係手続きにおける押印の取扱](#)
- [令和2年7月豪雨に伴う災害にかかる特](#)
- [品種登録出願システムの操作マニュアル](#)

新着情報

[過去の更新履歴はこちら](#)

- 2022/1/24: [生産地域の制限（出願品種](#)
- 2022/1/24: [輸出先国の制限（出願品種](#)
- 2022/1/24: [第303回品種登録出願公表](#)
- 2022/1/20: [輸出先国の制限（登録品種](#)
- 2022/1/20: [第516回品種登録公表（令](#)
- 2022/1/20: [生産地域の制限（出願品種](#)
- 2022/1/20: [輸出先国の制限（出願品種](#)
- 2022/1/20: [第302回品種登録出願公表](#)
- 2022/1/17: [輸出先国の制限（登録品種](#)

品種登録データ検索

検索対象 出願公表と品種登録 出願公表 品種登録

農林水産植物の種類

学名選択

和名選択

出願品種の名称又はその読み

出願者の氏名

出願者の住所

出願番号

(例: 1000 ~ 1200)

出願年月日

(例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

出願公表の年月日

(例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

取下半年日

(例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

拒絶年月日

(例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

育成者の氏名

出願時の品種名称

登録番号

(例: 1000 ~ 1200)

登録年月日

(例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※取下または拒絶/育成者権が消滅された品種を除いて検索を行う

検索

CSV全件出力

戻る